

情 個 審 答 申 第 8 号
平成26年11月19日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年9月12日付け、平成25年度諮問第4号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市景観審議会委員の公募選考に係る文書等の開示請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第4号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市景観審議会委員の公募選考の第1次選考評価における資料として、各審査項目の評価配点・評価基準とする具体的表現事例等のわかる資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）、全員の応募原稿（但し、個人情報は除く。）、（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び正当・公平公正な制度であるとわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市憲法や熊本市市民参画と協働の推進条例理念を遵守しての公募委員選考であれば、「不存在」とするのは、熊本市憲法違反である。

市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。との条例理念に則り公募委員へ応募した市民の全人格・知識経験見識等を応募原稿に表現した市民の努力に対して、文書等開示請求書（情報公開窓口受付第348号）の各審査項目が全て「不存在」で、審査・評価配点する事は、現実の市政とは考えられない。熊本市憲法を遵守・遵法せずに、熊本市市政執行する職員がまだ現存するとは想像されない。何も屁理屈を述べているのではない。これだけ熊本市職員の規律が市民等から問われている時であるから、生き残れる職員が選考委員としての幹部職員が居るとは思えない。

各審査項目の全て「不存在」である筈がなく、評価評点配点が執行されている事実があるので、庁内選考者のみでの公募委員選考配点は、公平公正を疑われ、評価配点の執行に際し、選考者の経験知識感覚だけでの評価配点であれば、明確に職権乱用であり、熊本市憲法理念、公正公平が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行された事になり、想像もつかない熊本市市政執行である。

熊本市職員に、聖徳太子以上の能力のある人材職員が現在居るとはとても思えない。よって、基礎データの応募原稿の具体的評点基準に則って評価配点されたと思うの

が自然である。応募者全員の応募原稿共通課題「熊本らしい景観について」の課題に対して、「審査項目 各項目の着眼点」

1) 関心度；熊本市の景観特性や現状認識を踏まえた具体的な意見を備えているか。となっており、私の応募原稿内容は熊本市景観条例施行規則に則って公共工事が施行されておれば、異様な光景はなかった。名勝熊本城旧城郭の歴史的遺産等の破壊に繋がらなかった。前代未聞の光景は形成されなかった。歴史的遺産名所旧跡の歴史的風情の緑森喪失させた公共事業の不作為による喪失で、他都市ではこの様な光景は存在し得ぬ公共事業による不遵法・不遵守の結果がもたらして創造された「熊本らしい景観について」の内容を、過去現在を経て将来の危機意識をもって関心度は、他を以て変え難き市民との自己信念の基、具体的に表現した自信作であるにも拘らず、選考者の学識が浅薄で、この基準を隠蔽して評価配点した為に、公募委員選考制度を歪めており、幸山市政の目指す市政執行に逆行した選考制度となっている。隠蔽した具体的評価基準を開示すべきである。

2) 公平性；考え方や意見に偏りが無いのか。

私の応募原稿の記述、風致地区直近・第一種住居地区・通学路に、けばけばしい巨大なコンクリートの建物が聳え、正面の壁には真っ赤なガラスがはめ込まれ、新幹線熊本駅ホームからもひときわ目立つ建物である。更に、けばけばしい色彩の看板が、車出入り口に掲示してある。この応募原稿を審査分析した選考職員は、現地実証した筈なので、事実を実証出来たはずであり、大人から子供まで車中走行者まで、目に飛び込んで来る光景を、同じ感覚で受けとめている。

つまり、公平公正な光景を具体的に表現・意見に偏りのない応募原稿であり、具体的評価配点基準を隠蔽している為、とんでもない評価配点を執行している。現実の具体的光景を新幹線利用遠来の来熊者の目にも飛び込み、万人認める公平性のある応募原稿記述が、具体的評価配点基準を隠蔽している為、公平公正な公募委員選考制度の信憑性を破壊している。熊本市憲法違反である。

3) 表現力；論理が整然としており、表現が明確か。

「熊本らしい景観について」の課題どおりに、現実の熊本市景観について、長年監視・実証して来た知識・経験・能力・直感等により、理路整然と論理を展開しており、誰も真似の出来ない洞察力で表現記述している。最後の締めは、熊本市憲法・熊本市自治基本条例・等の条例理念を遵法・遵守する事によってのみ、熊本市都市景観が、素晴らしい景観が創造・造営される。と結んでいる。他の応募者に、熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例理念等の論理を展開した応募原稿があったとは、とても思えない。正々堂々と具体的評価配点基準に則り、現実の失政を真摯に反省し、評価配点をやり直すべきである。

私の応募原稿が、選考委員三名によって、如何に人権侵害・職権乱用・人権無視・等の市政執行がなされたか？の根底にある要因は、具体的評価配点基準を隠蔽し、公募委員選考制度を歪めていることにある。即刻「不存在」を取り消し、「存在・交付」

すべきである。

全員の応募原稿の開示に対して、「不開示」とあり、熊本市情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当、2号については個人に関する情報、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示。とある。個人情報除いての開示請求であり、他主幹課に於て、個人の承諾を確認した者を16名分の応募原稿開示を執行している。その後、適正な遂行に支障を来しておらず、今も公募委員募集執行は継続中である。個人の苦情も問題発生も何も聞いていない。まさか、開示する事によって私の応募原稿が他者の原稿を比較されたら、選考者三人の品性人格が疑われてしまうから、現実実証の内容で最高の評価配点の筈だったので、隠蔽せざるを得ないからなのか？清々正々堂々と応募原稿を「開示」すべきである。妄りな隠蔽行為は、熊本市憲法理念に抵触する事になる。

今回の選考手法が正当・公平公正な制度であるとわかる資料について、開発景観課が応募原稿の審査のみで、それも具体的評価配点基準もなく、市民の応募者の全人格を評価して、採否を決定するとは、市民の人格権を侵害する行為であり、聖徳太子の眼力をもった熊本市職員が、現在存在するとはとても思えない。何らかの法的根拠・基準がなければ、公僕精神に反すると思われる。公僕の市政執行には、何らかの法的根拠・市民の人格への配慮等が現存して、公僕職員は執行出来る筈であり、憲法違反等に問われる危険性があるから市民権を無視した執行は出来ない筈である。

よって、「不存在」ではなく、「存在・交付」を執行すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

1 「熊本市景観審議会委員の公募委員の選考での評価配点・基準とする具体的表現事例がわかる資料」について

条例第11条第2項（不存在）と決定した理由

熊本市景観審議会の公募委員の選考にあたっては、「熊本市景観審議会の公募委員の選考に関する要綱」に基づき選考委員会を設置し、同要綱の基準に基づき選考を実施した。

今回の選考委員は、景観行政に携わる市の管理職等であることから、評価にあたって文例、列举語句等の基準的な凡例等を示す必要性はないとの判断で、第一次選考に係る「評価配点・評価基準の具体的資料等」については作成していない。

したがって、本件文書Iは不存在である。

2 「応募者全員の応募原稿の開示」について

条例第7条第2号及び第6号と決定した理由

（条例第7条第2号の該当性）

当該文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記述されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものである。

なお、小論文については、公表を前提として提出されたものではない。

これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(条例第7条第6号の該当性)

当該文書は、熊本市景観審議会における公募委員を選考する際に提出されたもので、選考という事務事業に関する情報であることは明白である。

小論文については、公表を前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開されることは予想していない。市が当該文書を公開するとすれば、各応募者と市との間の信頼関係を損なうことになり、今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

また、本件のように委員会の委員を選考する際に提出してもらう小論文については、与えられたテーマに基づき、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等を率直に記述してもらうことにより、より精度の高い人物評価が行えるものであるが、これが今後公表されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、どうしても一般的な意見しか記述しなくなる。小論文が公表されるとなると応募を躊躇する者、中には筆跡や記載内容が公開されることにより、自分が分かるのではないかと危惧する者が出ることは否定できない。

よって、市が当該文書を公開するとすれば、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業に適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

したがって、条例第7条第6号に該当すると判断する。

3 「正当・公平公正な制度であるとわかる資料」について

条例第11条第2項（不存在）と決定した理由

公募委員の選考にあたっては、1記載の要綱の選考基準があり、正当・公平公正な制度の担保はとれていると判断しているため、「正当・公平公正な制度であるとわかる資料」は作成していない。

したがって、本件文書Ⅲは不存在である。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊本市景観審議会委員の公募選考に係る次の文書である。

- (1) 第1次選考評価における各審査項目の評価配点・評価基準とする具体的表現事例等のわかる文書（本件文書Ⅰ）
- (2) 全員の応募原稿（但し、個人情報を除く。）（本件文書Ⅱ）
- (3) 正当・公平公正な制度であるとわかる文書（本件文書Ⅲ）

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 個別の判断

(1) 本件文書Ⅰ及びⅢについて

本件文書Ⅰ及びⅢの存否について、文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、不存在であることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅰ及びⅢが存在するとは認められない。

(2) 本件文書Ⅱについて

本件文書Ⅱに係る異議申立ての経緯の内容は、平成19年答申第3号（参照資料別添）の異議申立ての経緯の内容と同趣旨であり、当審議会としては、前記第3号事件と判断を異にするものではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | | |
|---------|---|----|----|
| 会 | 長 | 江藤 | 孝 |
| 会長職務代理者 | | 高木 | 絹子 |
| 委 | 員 | 大江 | 正昭 |
| 委 | 員 | 馬場 | 啓 |
| 委 | 員 | 澤田 | 道夫 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成25年 9月12日 | 熊本市長から諮問を受けた。 |
| 平成25年 9月25日 | 実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 |
| 平成25年10月11日 | 異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。 |
| 平成26年10月22日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成26年11月19日 | 答申案の審議を行った。 |

【参照資料】（平成26年度答申第8号関係）

答 申 第 3 号
平成19年10月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年6月28日付け市協発第136号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「熊本市自治基本条例検討委員公募」に於ける応募者全員の小論文（氏名を除く）の
開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第3号]

別 紙

諮問第 3 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第 7 条第 2 号該当性について

請求している小論文は氏名を除くとしており個人が特定される情報ではない。又、応募者は自発的に応募しており、公表されても自己責任の持てない者は応募できないと思われるため個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは思われない。

小論文に価値観、理念等が反映されているのは当然のことであり、熊本市が高い評価をした論文を書いた市民代表により自治基本条例を検討することを熊本市民に公表することが自治基本条例の理念であると信じる。

条例第 7 条第 6 号該当性について

選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためという拒否理由である。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなりえない。

論文を公表するともしないとも明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

条例第14条該当性について

平成16年10月に「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募」において応募者から同意を取って氏名等を削除した小論文の開示を行っているにもかかわらず、今回は同意を取る事務処理を行っていない。これは業務怠慢である。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

今回、応募者が自主的に提出した小論文を開示できない理由が不透明で、熊本市の憲法ともいえる自治基本条例がどのような人によって作られるのか不安を抱かざるを得ない。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第2号該当性について

本件文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外にはない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはおらず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第6号該当性について

本件文書を勝手に開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、検討委員会を運営するという事務事業又は今後行われる選考という同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

本件文書が今後公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇するもの、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧するものが出ることは否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼす。

したがって、条例第7条第6号に該当する。

条例第14条該当性について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益の保護に関する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

平成16年に小論文の開示請求があったことに対して、当時は当該小論文が明らかに不開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため意見聴取を行ったうえで開示しているが、その後判例が出ていることもあり、今回は前述したとおりの判断をしたため意見聴取を行わなかったものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文である。

記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっている。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第2号本文において、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であつて、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書は、熊本市自治基本条例検討委員会の公募委員選考のために使用した応募者全員の小論文で、記載内容は、応募者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び小論文となっており、基本的には条例第7条第2号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた小論文部分について条例第7条第2号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書には前述のとおり個人情報に記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考

資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書を「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書はただし書ウには該当せず、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として論文の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において論文を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開するとも明記されていない、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書を意のままに開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの検討委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認めら

れる。

したがって本件文書は条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第14条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

平成16年に小論文の開示請求があった際、当時、実施機関は、当該小論文が条例第7条第2号に該当するかどうか明快でなかったため意見聴取を行い、応募者全員の承諾を得たうえで開示している。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書が条例第7条第2号に明らかに該当すると判断し、また、同条第6号にも明らかに該当すると判断できなかったため、当該手続きは行わなかったものである。

ことに、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後も事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書は条例第7条第6号の不開示情報に明らかに該当するため、たとえ前回と同様の手続きを経て開示の承諾が得られたとしても開示すべきでないと総合的に判断したものである。このため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第14条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書が不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、意見聴取を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|---------|
| 会 | 長 | 江 藤 孝 |
| 会長職務代理者 | | 荒 木 昭次郎 |
| 委 | 員 | 高 木 絹 子 |
| 委 | 員 | 田 中 節 男 |
| 委 | 員 | 馬 場 啓 |

